

## 倉吉市国民健康保険条例の一部改正について

### 【改正理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日から健康保険証が廃止されることとなりました。これに伴い、国民健康保険法の改正が行われ、被保険者証に関する条文が削除されたことから、倉吉市国民健康保険条例についても所要の改正を行うものです。

### 【改正要旨】

- 1 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科することとした。 第29条関係
- 2 この条例は令和6年12月2日から施行することとした。 附則第1項関係
- 3 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第260号）第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。 附則第2項関係

## 倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

倉吉市国民健康保険条例（昭和63年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(過料)</p> <p>第29条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第<u>5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p>	<p>(過料)</p> <p>第29条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第<u>9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合</u>においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p>

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第260号）第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。